



香川県水道広域化専門委員会からの 提言（平成23年3月）について

（はじめに）

香川県では、県内における水道事業の広域化について、専門的かつ客観的な見地から検討を行うため、「香川県水道広域化専門委員会」を設置し、平成22年2月から平成23年3月まで、5回の委員会を開催し、調査審議を行い、提言及び報告書を取りまとめ、平成23年3月18日、香川県知事に対して提言が行われました。なお、本専門委員会委員長は、当センターの安藤茂・常務理事兼技監が務めました。

この提言では、「県全体の収益的収支が赤字に転じる平成26年度を念頭において、新たな運営母体を設立する必要がある。」とし、「新たな運営母体による業務開始から一定期間経過（例えば、業務開始後3年経過時点）を目途に、新たな運営母体による業務の分析・評価を行うとともに、評価結果及びその時点における経営見通し等を踏まえ、平成30年度を目途にさらなる展開（最終段階の県内1水道を目指した事業統合等）について協議を行い結論（合意）を得ることが望まれる。」としています。

以下に、「提言」を紹介することとします。

（参考）提言・報告書は、以下を参照。

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/mizu/kouikika.htm>

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/mizu/teigensho.pdf>

<http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/mizu/houkokusho.pdf>

〔香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）〕

－香川県民の方々への水道サービス水準の確保・向上のために－

平成23年3月

香川県水道広域化専門委員会

香川県水道広域化専門委員会は、5回にわたって委員会を開催し、県内水道の現状や将来見通しなどについて評価・検討を行ってきた。その審議結果を踏まえ、香川県民の方々への水道サービス水準を確保・向上するために「県内水道のあるべき姿に向けて」について提言を行うとともに、今後の取り組みにおける留意事項についても付言することとする。

1. あるべき姿について

水道サービス水準を確保・向上することが水道事業者の使命である。しかし、水需要の減少、水道施設の大規模更新、技術継承など全国的に共通する課題に加え、湧水への対応や離島への通水、香川用水など香川県独自の課題や特徴も有しており、各水道事業者が単独で対応するには限界があることから、香川県内水道のあるべき姿の理想形として、県内1 水道を目指すべきである。

このあるべき姿を実現し、県民すべての方々に、安全な水を、いかなる時も安定的に供給していくためには、各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、経営基盤の強化や水源の一元管理などにより、課題を克服していくことを目指した「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象区域とした「広域化」を推進すべきである。

2. あるべき姿の実現に向けた方策について

(1) 広域化の手順について

広域化に向けては、まず、大規模事業者（水道用水供給事業者及び大規模上水道事業者）が中心となって取り組むことが望まれ、その際、県の水道政策担当部局も積極的に関与し、調整的役割を果たすことが期待される。

なお、広域化を進めるに当たっては、水道料金（料金統一）などの課題を考慮すると、まずは、水道事業の運営や水道施設の維持管理等で業務を共同化・共通化することで、効率的・効果的となるものを対象とすることや、事業者の間で早期の水道事業の統合が可能な場合にあっては、当該事業者が先行的に事業統合することが考えられる。

(2) 広域化の運営母体について

具体的な広域化の運営母体については、「市町及び県」で新たな母体を設立することが望ましいが、組織形態を事前に規定することが広域化の推進の制約要因となってしまうことから、市町及び県で協議して決定することが相応しい。

(3) 広域化の形態について

形態については、各市町の水道事業の創設・発展に係る経緯や経営状況等を考慮すると、市町及び県の意向を踏まえながら、事業の統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など市町及び県が参加しやすい形態を検討すべきである。

なお、当初から事業統合という形態にとられることは、利害衝突を招くおそれがあり、広域化の早期実現に向けた阻害要因となる可能性があることに留意しておく必要がある。

3. 広域化に向けた行程について

広域化に向けた行程については、以下のような取組み・手順により進めることを提案する。

(1) 「県内1 水道」を目標としつつ、第1 段階として、業務の共同化・共通化に向けた組織体制を整えた後、共同・共通業務を実施する。

なお、香川県全体（上水道事業及び水道用水供給事業の合計）の経営見通しを検討したところ、収益的収支は平成26 年度に赤字に転じ、さらにほとんどの水道事業者は平成30 年度までには赤字となるものと見込まれる。一方、経営状況が悪化してからの広域化は、各事業者間の調整がより困難となることが予想される。したがって、香川県全体における収益的収支が赤字に転じる前までに新たな運営母体を設立し、業務の共同化・共通化などによる経費の節減や業務の効率化とともに、水道サービス水準の確保・向上などに取り組む体制を整備すべきである。

そのためには、市町及び県の実務者で構成する協議の場を設け、できるだけ早期に、

- ・共同化・共通化する業務
- ・新たな運営母体に係る規程・組織体制・会計・事業計画等
- ・認可等の諸手続き

などを整え、県全体の収益的収支が赤字に転じる平成26 年度を念頭において、新たな運営母体を設立する必要がある。

(2) 新たな運営母体による業務開始から一定期間経過（例えば、業務開始後3 年経過時点）を目途に、

新たな運営母体による業務の分析・評価を行うとともに、評価結果及びその時点における経営見通し等を踏まえ、平成30年度を目途にさらなる展開（最終段階の県内1水道を目指した事業統合等）について協議を行い結論（合意）を得ることが望まれる。

4. 広域化の推進における今後の留意事項について

- (1) 「広域化」の推進に当たっては、水道法に基づく「広域的水道整備計画」の改定、香川県次期総合計画及び新たな総合水資源対策大綱の策定などにおいて、広域化推進の施策として位置付けるべきである。
- (2) この提言後、広域化の実現に向けて、できるだけ早期に着手し、切れ目なく取り組むため、準備作業として首長等関係者による広域化のための協議の場を設置し、協議を開始するなど、推進体制を整えるべきである。
- (3) この提言のフォローアップ的な位置づけの体制等を整備し、定期的な進捗状況の管理及び上記協議の場での首長等との意見交換などを実施すべきである。
- (4) 工業用水道事業は、水道用水供給事業と一体の施設等があることから、その効果的・効率的な運営管理のためには、これらを一体として管理することを検討すべきである。
- (5) 地球温暖化対策が求められている中、香川用水を通じた水道用水供給システムは「低炭素型水供給システム」であるといえることから、最大限にその特性を活かした水運用を行うべきである。
- (6) 広域化に向けてのデータベース（資産等）の整備、会計制度改正への対応等に取り組むべきである。
- (7) 広域化のために必要な施設の整備等において特定の事業者には費用負担等が偏ることのないよう、あらかじめ費用区分・費用負担等のルールを定めておくべきである。

(担当) 調査事業部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>